

第69号議案

水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

海域等におけるスポーツ又はレクリエーションに伴う水難事故等を防止し、遊泳者その他の海域等利用者の安全の確保をより一層推進するため、プレジャーボートの操船に係る危険行為の規制の範囲を拡大し、当該行為に対する罰則を強化するとともに、酒気を帯びた状態で推進機関を有するプレジャーボートの操船をする行為を禁止し、当該行為に対する罰則を設ける等、所要の整備を行うこととする。

2 制定の概要

- (1) 動力船及び動力船の操船の定義について定める（第2条関係）。
- (2) プレジャーボートの危険行為の禁止について定める（第15条関係）。
- (3) 酒気帯び操船等の禁止について定める（第16条関係）（新設）。
 - ア 酒気を帯びた状態での動力船の操船
 - イ 薬物の影響等、正常な操船ができないおそれがある状態での動力船の操船
 - ウ アルコールの影響等、正常な操船ができないおそれがある状態でのプレジャーボートの操船
- (4) 危険防止の措置について定める（第17条関係）（新設）。
 - ア (3)アに違反して動力船の操船をするおそれがある者の呼気検査
 - イ (3)に違反してプレジャーボートを操船するおそれがある者への応急の措置
- (5) 罰則について定める（第25条、第26条、第28条及び第29条関係）。
 - ア 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金
動力船の操船による危険行為、動力船の酒酔い操船、薬物等の影響を伴う操船
 - イ 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
動力船の酒気帯び操船
 - ウ 50万円以下の罰金
プレジャーボートの操船（動力船の操船を除く）による危険行為
 - エ 20万円以下の罰金
呼気検査の拒否、妨害
- (6) その他所要の整備を行う（第6条、第13条関係等）。

3 施行期日等

- ア 施行期日 令和4年7月1日
- イ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正

4 別添資料

- (1) 水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例の概要
- (2) 新旧対照表

水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例の概要

～ 危険行為の罰則強化、飲酒操船等の禁止規定等の追加 ～

条例の目的

(平成7年6月1日施行)

海域等におけるスポーツ又はレクリエーションに伴う水難事故その他の事故を防止し、もって遊泳者その他の海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

条例改正の背景と必要性

平成7年の制定当時に比べ、海域での安全安心に関心が高まるとともに、船舶の種類が多様化及び性能等の向上、レジャースポーツに対する気運の高まり等が進む中、モラルを欠く一部ユーザーによる死亡事故、遊泳者に対する危険行為等が発生しており、一部自治体及び県議会からも危険行為等に対する厳罰化の要望が挙がり、民間団体を含む関係機関で構成される「兵庫県水上オートバイによる危険行為等の対策検討会議」において危険行為に対する厳罰化、飲酒操船の規制等を検討すべきとの方向性が示され、条例改正の必要性が生じている。

改正内容 (イメージ)

(令和4年7月1日施行)

1 プレジャーボートの操船に係る禁止行為等 (条例第15条第1項) ※罰則強化等

【現行】

プレジャーボートを推進させる等により海域等利用者に危険を及ぼす行為
→ 20万円以下の罰金



【改正後】

プレジャーボートを疾走させ、急転回させ、縫航させる等により、海域等利用者に危険を覚えさせるような行為
(1) 推進機関を用いて推進させる方法による動力船の操船 (以下「動力船の操船」という。) によるもの
→ 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金
(2) 動力船の操船以外によるもの
→ 50万円以下の罰金

《 1 の改正理由 》

- (1) 動力船の操船は、推進機関を用いない帆・人力による操船よりも遊泳者等に対する危険が大きいため、動力船による危険行為に対して懲役刑を導入する。
- (2) 動力船の操船以外のものについても、他府県条例を参考に50万円以下の罰金に引き上げる。

2 プレジャーボートの酒気帯び操船等の禁止 (条例第16条) ※罰則追加

【現行】

酒酔い操船
→ 罰則なし (遵守事項)



【改正後】

	動力船の操船	動力船の操船以外
酒酔い操船	3月以下の懲役又は50万円以下の罰金	罰則なし (禁止事項)
薬物影響を伴う操船	50万円以下の罰金	罰則なし (禁止事項)
酒気帯び操船	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	規定なし

3 危険防止の措置 (条例第17条) ※新規規定

【現行】

規定なし

【改正後】

- (1) 動力船の呼気検査拒否 → 20万円以下の罰金
- (2) プレジャーボートの危険防止措置

《 2 及び 3 の改正理由 》

- (1) 淡路沖で発生した死亡事故は、飲酒操船の事実が判明しており、取締機関等が把握している以上に飲酒操船が蔓延していると考えられ、その対策が必要である。
- (2) 酒酔い状態等での動力船の操船に罰則を設け、新たに酒気帯び状態での動力船の操船を禁止し罰則を設けるとともに、動力船の呼気検査拒否罪を新設する。

新旧对照表

現 行

(目的)

第1条 この条例は、海域等におけるスポーツ又はレクリエーションに伴う水難事故その他の事故（以下「水難事故等」という。）を防止し、もって遊泳者その他の海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 海域等 海域、海浜、河川、湖沼等をいう。
- (2) 海水浴場 特定の海域及びこれに接続する海浜の区域において、海水浴場利便施設が設けられ、通常公衆が遊泳のために利用することのできるものとして環境の整備が行われた場合における当該特定の海域及びこれに接続する海浜の区域をいう。
- (3) 海水浴場の開設 海水浴場利便施設又は海水浴場安全施設を設け、海水浴場を公安委員会規則で定める方法により広く公衆に周知し、その遊泳の目的に供することをいう。
- (4) 海水浴場利便施設 特定の海域及びこれに接続する海浜の区域において、遊泳者の利便の増進を図るために設けられる更衣所、便所、シャワーその他の公安委員会規則で定める施設をいう。
- (5) 海水浴場安全施設 特定の海域及びこれに接続する海浜の区域において、遊泳者の安全の確保を図るために設けられるフェンス、浮標、救命浮輪、救命ボート、監視所、救護所その他の公安委員会規則で定める施設をいう。
- (6) 遊泳者 遊泳し、又は潜水している者及び浮輪その他の人の身体に危害を及ぼすおそれのない器具をその本来の用法に従って用いている者をいう。
- (7) 海域等利用者 海域等において、遊泳、プレジャーボート等の操船その他のスポーツ又はレクリエーションを行っている者、漁船又は漁業上の施設で漁業に従事している者及び工事等の作業に従事している者をいう。
- (8) プレジャーボート スポーツ又はレクリエーションの用に供されるモーターボート、ヨット、水上オートバイ、セールボード、サーフボードその他の船舟類（手こぎ又は足こぎのボートを除く。）をいう。
- (9) プレジャーボート提供事業 施設を設け、人の需要に応じてプレジャーボートを賃貸その他の方法により利用させる事業をいう。
- (10) マリーナ事業 施設を設け、人の需要に応じてプレジャーボートを係留し、又は保管する事業をいう。

(海水浴場開設禁止区域)

第3条 公安委員会は、遊泳者に係る水難事故等を防止するため、海域及びこれに接続する海浜につき、風波、潮流、地形等の状況に照らし、通常公衆が遊泳のために利用することが適当でないと認められる区域を海水浴場開設禁止区域として指定することができる。

2 公安委員会は、前項の規定により海水浴場開設禁止区域を指定した場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、当該海水浴場開設禁止区域の指定を解除するものとする。

3 公安委員会は、第1項の規定により海水浴場開設禁止区域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するものとする。海水浴場開設禁止区域の指定を解除する場合も、同様とする。

4 何人も、第1項の規定により指定された海水浴場開設禁止区域において海水浴場の開設を行ってはならない。

(海水浴場の開設の届出等)

第4条 海水浴場の開設を行おうとする者は、あらかじめ、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 海水浴場の名称

改 正 案

(目的)

第1条 この条例は、海域等におけるスポーツ又はレクリエーションに伴う水難事故その他の事故（以下「水難事故等」という。）を防止し、もって遊泳者その他の海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 海域等 海域、海浜、河川、湖沼等をいう。
- (2) 海水浴場 特定の海域及びこれに接続する海浜の区域において、海水浴場利便施設が設けられ、通常公衆が遊泳のために利用することのできるものとして環境の整備が行われた場合における当該特定の海域及びこれに接続する海浜の区域をいう。
- (3) 海水浴場の開設 海水浴場利便施設又は海水浴場安全施設を設け、海水浴場を公安委員会規則で定める方法により広く公衆に周知し、その遊泳の目的に供することをいう。
- (4) 海水浴場利便施設 特定の海域及びこれに接続する海浜の区域において、遊泳者の利便の増進を図るために設けられる更衣所、便所、シャワーその他の公安委員会規則で定める施設をいう。
- (5) 海水浴場安全施設 特定の海域及びこれに接続する海浜の区域において、遊泳者の安全の確保を図るために設けられるフェンス、浮標、救命浮輪、救命ボート、監視所、救護所その他の公安委員会規則で定める施設をいう。
- (6) 遊泳者 遊泳し、又は潜水している者及び浮輪その他の人の身体に危害を及ぼすおそれのない器具をその本来の用法に従って用いている者をいう。
- (7) 海域等利用者 海域等において、遊泳、プレジャーボート等の操船その他のスポーツ又はレクリエーションを行っている者、漁船又は漁業上の施設で漁業に従事している者及び工事等の作業に従事している者をいう。
- (8) プレジャーボート スポーツ又はレクリエーションの用に供されるモーターボート、ヨット、水上オートバイ、セールボード、サーフボードその他の船舟類（手こぎ又は足こぎのものを除く。）をいう。
- (9) プレジャーボート提供事業 施設を設け、人の需要に応じてプレジャーボートを賃貸その他の方法により利用させる事業をいう。
- (10) マリーナ事業 施設を設け、人の需要に応じてプレジャーボートを係留し、又は保管する事業をいう。
- (11) 動力船 推進機関を有するプレジャーボートをいう。
- (12) 動力船の操船 推進機関を用いて推進させる方法により動力船を操船することをいう。

(海水浴場開設禁止区域)

第3条 公安委員会は、遊泳者に係る水難事故等を防止するため、海域及びこれに接続する海浜につき、風波、潮流、地形等の状況に照らし、通常公衆が遊泳のために利用することが適当でないと認められる区域を海水浴場開設禁止区域として指定することができる。

2 公安委員会は、前項の規定により海水浴場開設禁止区域を指定した場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、当該海水浴場開設禁止区域の指定を解除するものとする。

3 公安委員会は、第1項の規定により海水浴場開設禁止区域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するものとする。海水浴場開設禁止区域の指定を解除する場合も、同様とする。

4 何人も、第1項の規定により指定された海水浴場開設禁止区域において海水浴場の開設を行ってはならない。

(海水浴場の開設の届出等)

第4条 海水浴場の開設を行おうとする者は、あらかじめ、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 海水浴場の名称

現 行

- (3) 海水浴場の区域
- (4) 海水浴場の区域のうち遊泳に適すると認められる区域（以下「遊泳場」という。）
- (5) 海水浴場の開設を行う期間
- (6) 海水浴場の開設を行おうとする者が設け、又はその他の者によって設けられる海水浴場
利便施設及び海水浴場安全施設の概要
- (7) 遊泳者に係る水難事故等の防止その他の遊泳者の安全のために講ずる措置の概要
- (8) 海水浴場を公衆に周知させるための方法

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

（海水浴場の開設に係る国等に関する特例）

第5条 国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）が海水浴場の開設を行おうとするときは、前条第1項の規定による届出を要しない。この場合において、当該国の機関等は、あらかじめ、公安委員会に同項各号に掲げる事項について通知するものとする。

2 前項の規定は、国の機関等が前条第1項各号に掲げる事項を変更しようとする場合について準用する。

（海水浴場開設者の水難事故等の防止措置）

第6条 第4条第1項の規定による届出又は前条第1項の規定による通知をした者（以下「海水浴場開設者」という。）は、当該届出又は通知に係る海水浴場における遊泳者の水難事故等を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 遊泳場をフェンス、浮標等の海水浴場安全施設で明確に標示すること。
- (2) 海水浴場内の見やすい場所に第9条に規定する遊泳に係る遵守事項及び第10条に規定する遊泳等に係る禁止行為の内容を記載した看板を掲示し、又は当該遵守事項及び禁止行為の内容を海水浴場内で放送する等必要な広報を行うこと。
- (3) 救命浮輪、救命ボートその他の救命のための海水浴場安全施設を海水浴場に備えること。
- (4) 水難事故等に係る救助を行うために必要な知識及び能力を有する者を海水浴場に置くこと。

2 海水浴場開設者は、監視所、救護所その他の公安委員会規則で定める海水浴場安全施設の整備に努めなければならない。

3 海水浴場開設者は、当該海水浴場において水難事故等が発生したことを知ったときは、直ちに警察官に通報しなければならない。

（遊泳区域）

第7条 公安委員会は、第4条第1項の規定による届出又は第5条第1項の規定による通知に係る海水浴場の遊泳場において、遊泳者と船舶類との混在が生じている場合であって遊泳者に係る危害を防止するために必要があると認めるときは、期間を定めて、当該遊泳場のうち特定の区域を遊泳区域として指定することができる。

2 公安委員会は、前項の規定により遊泳区域を指定した場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、当該遊泳区域の指定を解除するものとする。

3 公安委員会は、第1項の規定により遊泳区域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するものとする。遊泳区域の指定を解除する場合も、同様とする。

4 公安委員会は、第1項の規定により遊泳区域を指定した場合には、公安委員会規則で定めるところにより、標識を設置するものとする。

5 何人も、みだりに前項の標識を移動し、又は損壊してはならない。

（遊泳区域への乗り入れ等の禁止）

第8条 何人も、前条第1項の規定により指定された遊泳区域に船舶類（手こぎのゴムボートその他の人の身体に危害を及ぼすおそれのないものを除く。）を乗り入れ、又は引き入れてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 水難事故等に係る救助に従事する場合

改 正 案

- (3) 海水浴場の区域
- (4) 海水浴場の区域のうち遊泳に適すると認められる区域（以下「遊泳場」という。）
- (5) 海水浴場の開設を行う期間
- (6) 海水浴場の開設を行おうとする者が設け、又はその他の者によって設けられる海水浴場
利便施設及び海水浴場安全施設の概要
- (7) 遊泳者に係る水難事故等の防止その他の遊泳者の安全のために講ずる措置の概要
- (8) 海水浴場を公衆に周知させるための方法

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

（海水浴場の開設に係る国等に関する特例）

第5条 国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）が海水浴場の開設を行おうとするときは、前条第1項の規定による届出を要しない。この場合において、当該国の機関等は、あらかじめ、公安委員会に同項各号に掲げる事項について通知するものとする。

2 前項の規定は、国の機関等が前条第1項各号に掲げる事項を変更しようとする場合について準用する。

（海水浴場開設者の水難事故等の防止措置）

第6条 第4条第1項の規定による届出又は前条第1項の規定による通知をした者（以下「海水浴場開設者」という。）は、当該届出又は通知に係る海水浴場における遊泳者の水難事故等を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 遊泳場をフェンス、浮標等の海水浴場安全施設で明確に標示すること。
- (2) 海水浴場内の見やすい場所に第9条に規定する遊泳に係る遵守事項及び第10条に規定する遊泳等に係る禁止行為の内容を記載した看板を掲示し、又は当該遵守事項及び禁止行為の内容を海水浴場内で放送する等必要な広報を行うこと。
- (3) 救命浮輪、救命ボートその他の救命のための海水浴場安全施設を海水浴場に備えること。
- (4) 水難事故等に係る救助を行うために必要な知識及び能力を有する者を海水浴場に置くこと。

2 海水浴場開設者は、監視所、救護所その他の公安委員会規則で定める海水浴場安全施設の整備に努めなければならない。

3 海水浴場開設者は、当該海水浴場において水難事故等が発生したことを知ったときは、直ちに警察官又は海上保安官（以下「警察官等」という。）に通報しなければならない。

（遊泳区域）

第7条 公安委員会は、第4条第1項の規定による届出又は第5条第1項の規定による通知に係る海水浴場の遊泳場において、遊泳者と船舶類との混在が生じている場合であって遊泳者に係る危害を防止するために必要があると認めるときは、期間を定めて、当該遊泳場のうち特定の区域を遊泳区域として指定することができる。

2 公安委員会は、前項の規定により遊泳区域を指定した場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、当該遊泳区域の指定を解除するものとする。

3 公安委員会は、第1項の規定により遊泳区域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するものとする。遊泳区域の指定を解除する場合も、同様とする。

4 公安委員会は、第1項の規定により遊泳区域を指定した場合には、公安委員会規則で定めるところにより、標識を設置するものとする。

5 何人も、みだりに前項の標識を移動し、又は損壊してはならない。

（遊泳区域への乗り入れ等の禁止）

第8条 何人も、前条第1項の規定により指定された遊泳区域に船舶類（手こぎのゴムボートその他の人の身体に危害を及ぼすおそれのないものを除く。）を乗り入れ、又は引き入れてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 水難事故等に係る救助に従事する場合

現 行

- (2) 国の機関等が水難事故等の防止、海域等の管理その他の行政目的を達成するために必要な場合
 - (3) 海水浴場開設者が当該海水浴場における水難事故等を防止するために必要な場合
 - (4) 第16条の規定による届出又は第17条において準用する第5条第1項の規定による通知があった催物に参加する場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める場合
- (遊泳に係る遵守事項)

第9条 何人も、遊泳に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 海水浴場においては、遊泳場の区域外で遊泳しないこと。
- (2) 気象、海象その他の状況から遊泳することが危険であると認められる場合には、遊泳しないこと。
- (3) 酒に酔った状態その他の安全な遊泳ができないと認められる場合には、遊泳しないこと。

(遊泳等に係る禁止行為)

第10条 何人も、海域等において、正当な理由がないのに、遊泳者に抱きつき、又は押さえる等遊泳者に危険を及ぼす行為をしてはならない。

2 何人も、海水浴場において、もり、やすその他の人の身体に危害を及ぼすおそれのある器具を人の身体に危害を及ぼすような態様で携帯してはならない。

(海域等レジャー事業の届出等)

第11条 プレジャーボート提供事業又はマリーナ事業（以下「海域等レジャー事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 海域等レジャー事業の概要
- (3) 海域等レジャー事業に係る施設を設ける場所
- (4) 海域等レジャー事業を開始しようとする日（期間を定めて海域等レジャー事業を行おうとする者にあっては、その期間）
- (5) 水難事故等の防止のために講ずる措置の概要

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするとき、又は当該届出に係る海域等レジャー事業（期間を定めて行うものを除く。）を廃止しようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(海域等レジャー事業に係る国等に関する特例)

第12条 国の機関等が海域等レジャー事業を行おうとするときは、前条第1項の規定による届出を要しない。この場合において、当該国の機関等は、あらかじめ、公安委員会に同項各号に掲げる事項について通知するものとする。

2 前項の規定は、国の機関等が前条第1項各号に掲げる事項を変更しようとする場合及び前項の規定による通知に係る海域等レジャー事業（期間を定めて行うものを除く。）を廃止しようとする場合について準用する。

(海域等レジャー事業者の水難事故等の防止措置)

第13条 第11条第1項の規定による届出又は前条第1項の規定による通知をした海域等レジャー事業を行う者（以下「海域等レジャー事業者」という。）は、水難事故等を防止し、海域等利用者の安全を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 海域等レジャー事業を行う場所の見やすい箇所に次条に規定するプレジャーボートの操船に係る遵守事項及び第15条に規定するプレジャーボートの操船に係る禁止行為等の内容を記載した看板を掲示し、プレジャーボート提供事業を行う者（以下「プレジャーボート提供事業者」という。）の事業の用に供するプレジャーボート又はマリーナ事業を行う者（以下「マリーナ事業者」という。）が係留し、若しくは保管するプレジャーボートを操船する

改 正 案

- (2) 国の機関等が水難事故等の防止、海域等の管理その他の行政目的を達成するために必要な場合
 - (3) 海水浴場開設者が当該海水浴場における水難事故等を防止するために必要な場合
 - (4) 第18条の規定による届出又は第19条において準用する第5条第1項の規定による通知があった催物に参加する場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める場合
- (遊泳に係る遵守事項)

第9条 何人も、遊泳に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 海水浴場においては、遊泳場の区域外で遊泳しないこと。
- (2) 気象、海象その他の状況から遊泳することが危険であると認められる場合には、遊泳しないこと。
- (3) アルコールの影響その他の理由により安全な遊泳ができないおそれがある状態で遊泳しないこと。

(遊泳等に係る禁止行為)

第10条 何人も、海域等において、正当な理由がないのに、遊泳者に抱きつき、又は押さえる等遊泳者に危険を及ぼす行為をしてはならない。

2 何人も、海水浴場において、もり、やすその他の人の身体に危害を及ぼすおそれのある器具を人の身体に危害を及ぼすような態様で携帯してはならない。

(海域等レジャー事業の届出等)

第11条 プレジャーボート提供事業又はマリーナ事業（以下「海域等レジャー事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 海域等レジャー事業の概要
- (3) 海域等レジャー事業に係る施設を設ける場所
- (4) 海域等レジャー事業を開始しようとする日（期間を定めて海域等レジャー事業を行おうとする者にあっては、その期間）
- (5) 水難事故等の防止のために講ずる措置の概要

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするとき、又は当該届出に係る海域等レジャー事業（期間を定めて行うものを除く。）を廃止しようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(海域等レジャー事業に係る国等に関する特例)

第12条 国の機関等が海域等レジャー事業を行おうとするときは、前条第1項の規定による届出を要しない。この場合において、当該国の機関等は、あらかじめ、公安委員会に同項各号に掲げる事項について通知するものとする。

2 前項の規定は、国の機関等が前条第1項各号に掲げる事項を変更しようとする場合及び前項の規定による通知に係る海域等レジャー事業（期間を定めて行うものを除く。）を廃止しようとする場合について準用する。

(海域等レジャー事業者の水難事故等の防止措置)

第13条 第11条第1項の規定による届出又は前条第1項の規定による通知をした海域等レジャー事業を行う者（以下「海域等レジャー事業者」という。）は、水難事故等を防止し、海域等利用者の安全を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 海域等レジャー事業を行う場所の見やすい箇所に次条に規定するプレジャーボートの操船に係る遵守事項並びに第15条及び第16条に規定するプレジャーボートの操船に係る禁止行為等の内容を記載した看板を掲示し、プレジャーボート提供事業を行う者（以下「プレジャーボート提供事業者」という。）の事業の用に供するプレジャーボート又はマリーナ事業を行う者（以下「マリーナ事業者」という。）が係留し、若しくは保管するプレジャーボ

現 行

- 者（以下「プレジャーボート利用者」という。）に遵守するよう指導すること。
 - (2) 救命浮輪、救命ボートその他の救命用具を海域等レジャー事業を行う場所に備えること。
 - (3) 安全な操船のために必要な気象及び海象に関する情報並びに海水浴場、漁業上の施設及び工事現場の位置に関する情報その他の情報をプレジャーボート利用者に提供すること。
 - (4) プレジャーボート利用者に対し、操船中に人を死傷させる等の水難事故等を起こしたときは、直ちに負傷者を救護する等必要な措置を講ずるとともに、その旨を警察官に通報するよう指導すること。
- 2 海域等レジャー事業者は、プレジャーボートに係る水難事故等が発生したことを知ったときは、直ちに警察官に通報しなければならない。
- 3 プレジャーボート提供事業者は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 強風、高波、霧等の状況から操船に危険があると認められる場合には、プレジャーボートを利用させないこと。
 - (2) プレジャーボートを操船するため、他の法令で資格を必要とする場合には、当該資格の有無を確認し、資格を有しない者にはプレジャーボートを利用させないこと。
 - (3) プレジャーボートを操船しようとする者が酒に酔った状態その他の正常な操船ができないおそれがあると認められる場合には、プレジャーボートを利用させないこと。
- 4 マリーナ事業者は、前項各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(プレジャーボートの操船に係る遵守事項)

第14条 何人も、プレジャーボートの操船に当たっては、法令に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 気象及び海象の状況が安全な操船に支障がないことを確認すること。
 - (2) 酒に酔った状態その他の正常な操船ができないおそれのある状態で操船しないこと。
 - (3) 漁業上の施設、工事現場等がある場合又は海域等利用者がいる場合には、減速し、又は接近しない等の安全な方法で操船すること。
- 2 機関を用いて推進するプレジャーボートを操船し、ゴムボート等に人を乗せてけん引する者は、前項各号に掲げる事項を遵守するほか、けん引される者に救命胴衣を着用させるとともに、けん引される者の水難事故等の防止のために必要な見張りをする者を配置しなければならない。
- 3 プレジャーボートを操船する者（以下「プレジャーボート操船者」という。）は、当該プレジャーボートに係る水難事故等を起こしたときは、速やかに警察官に通報しなければならない。

(プレジャーボートの操船に係る禁止行為等)

第15条 プレジャーボート操船者は、海域等利用者にプレジャーボートを接近させる等により、海域等利用者に危険を及ぼす行為をしてはならない。

- 2 プレジャーボート操船者（プレジャーボート操船者が死傷し、又は行方不明になったときは、同乗者）は、そのプレジャーボートの操船により、人の死傷、行方不明又は物の損壊に係る水難事故等を起こしたときは、直ちに負傷者を救護する等必要な措置を講じなければならない。ただし、当該プレジャーボートに急迫した危険があるときは、この限りでない。

改 正 案

- トを操船する者（以下「プレジャーボート利用者」という。）に遵守するよう指導すること。
 - (2) 救命浮輪、救命ボートその他の救命用具を海域等レジャー事業を行う場所に備えること。
 - (3) 安全な操船のために必要な気象及び海象に関する情報並びに海水浴場、漁業上の施設及び工事現場の位置に関する情報その他の情報をプレジャーボート利用者に提供すること。
 - (4) プレジャーボート利用者に対し、操船中に人を死傷させる等の水難事故等を起こしたときは、直ちに負傷者を救護する等必要な措置を講ずるとともに、その旨を警察官等（当該水難事故等が海域及び海浜以外の海域等におけるものである場合にあつては、警察官。次項及び次条第3項において同じ。）に通報するよう指導すること。
- 2 海域等レジャー事業者は、プレジャーボートに係る水難事故等が発生したことを知ったときは、直ちに警察官等に通報しなければならない。
- 3 プレジャーボート提供事業者は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 強風、高波、霧等の状況から操船に危険があると認められる場合には、プレジャーボートを利用させないこと。
 - (2) プレジャーボートを操船するため、他の法令で資格を必要とする場合には、当該資格の有無を確認し、資格を有しない者にはプレジャーボートを利用させないこと。
 - (3) プレジャーボートを操船しようとする者がアルコールの影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態にあると認められる場合には、プレジャーボートを利用させないこと。
- 4 プレジャーボートが動力船である場合における前項の規定の適用については、同項第3号中「アルコール」とあるのは、「酒気を帯びた状態又は薬物」とする。
- 5 マリーナ事業者は、第3項各号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(プレジャーボートの操船に係る遵守事項)

第14条 何人も、プレジャーボートの操船に当たっては、法令に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 気象及び海象の状況が安全な操船に支障がないことを確認すること。
 - (2) 漁業上の施設、工事現場等がある場合又は海域等利用者がいる場合には、減速し、又は接近しない等の安全な方法で操船すること。
- 2 動力船を操船し、ゴムボート等に人を乗せてけん引する者は、前項各号に掲げる事項を遵守するほか、けん引される者に救命胴衣を着用させるとともに、けん引される者の水難事故等の防止のために必要な見張りをする者を配置しなければならない。
- 3 プレジャーボートを操船する者（以下「プレジャーボート操船者」という。）は、当該プレジャーボートに係る水難事故等を起こしたときは、速やかに警察官等に通報しなければならない。

(プレジャーボートの操船に係る禁止行為等)

第15条 プレジャーボート操船者は、海域等利用者の付近においてみだりにプレジャーボートを疾走させ、急転回させ、縫航させる等により、海域等利用者に対して危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

- 2 プレジャーボート操船者（プレジャーボート操船者が死傷し、又は行方不明になったときは、同乗者）は、そのプレジャーボートの操船により、人の死傷、行方不明又は物の損壊に係る水難事故等を起こしたときは、直ちに負傷者を救護する等必要な措置を講じなければならない。ただし、当該プレジャーボートに急迫した危険があるときは、この限りでない。

(酒気帯び操船等の禁止)

第16条 何人も、海域等において、酒気を帯びた状態で動力船の操船をしてはならない。

- 2 何人も、前項に定めるもののほか、海域等において、薬物の影響その他の理由により正常

現 行

(催物の開催の届出)

第16条 海域等において、公衆を集め、観覧させる目的でボート等の船舟類の競争、花火大会その他の催物(以下「催物」という。)を開催しようとする者は、あらかじめ、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 催物を開催する場所及び日時
- (3) 催物の内容
- (4) 催物に伴う水難事故等の防止のために講ずる措置の概要

(準用)

第17条 第4条第2項の規定は前条の規定による届出をした者について、第5条の規定は国の機関等が催物を開催しようとする場合について準用する。

(公安委員会の指示)

第18条 公安委員会は、海水浴場開設者及び海域等レジャー事業者並びに第16条の規定による届出又は前条において準用する第5条第1項の規定による通知をした者に対し、水難事故等を防止し、海域等利用者の安全の確保を図るために必要な措置を講ずることを指示することができる。

(警察官の中止命令等)

第19条 警察官は、第8条又は第10条の規定に違反した者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができる。

2 警察官は、海水浴場における遊泳者の生命又は身体に対する危険を防止するために緊急の必要があると認めるときは、必要な限度で海水浴場開設者に対し、応急の措置を講ずるよう指示することができる。

(補則)

第20条 この条例の施行に関して必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第4項の規定に違反して、海水浴場の開設を行った者
- (2) 第15条第2項の規定に違反した者

改 正 案

な操船ができないおそれがある状態で動力船の操船をしてはならない。

3 何人も、前2項に定めるもののほか、海域等において、アルコールの影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態でプレジャーボートの操船をしてはならない。

(危険防止の措置)

第17条 警察官は、動力船に乗船し、又は乗船しようとしている者が、前条第1項の規定に違反して動力船の操船をするおそれがあると認められるときは、次項の規定による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができる。

2 警察官は、プレジャーボート操船者が前条の規定に違反してプレジャーボートの操船をするおそれがあるときは、その者が正常な操船ができる状態になるまでプレジャーボートの操船をしてはならない旨を指示する等、海域等における危険を防止するため必要な応急の措置を講ずることができる。

(催物の開催の届出)

第18条 海域等において、公衆を集め、観覧させる目的でボート等の船舟類の競争、花火大会その他の催物(以下「催物」という。)を開催しようとする者は、あらかじめ、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 催物を開催する場所及び日時
- (3) 催物の内容
- (4) 催物に伴う水難事故等の防止のために講ずる措置の概要

(準用)

第19条 第4条第2項の規定は前条の規定による届出をした者について、第5条の規定は国の機関等が催物を開催しようとする場合について準用する。

(公安委員会の指示)

第20条 公安委員会は、海水浴場開設者及び海域等レジャー事業者並びに第18条の規定による届出又は前条において準用する第5条第1項の規定による通知をした者に対し、水難事故等を防止し、海域等利用者の安全の確保を図るために必要な措置を講ずることを指示することができる。

(警察官の中止命令等)

第21条 警察官は、第8条又は第10条の規定に違反した者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができる。

2 警察官は、海水浴場における遊泳者の生命又は身体に対する危険を防止するために緊急の必要があると認めるときは、必要な限度で海水浴場開設者に対し、応急の措置を講ずるよう指示することができる。

(条例の適用除外)

第22条 水難事故等の防止に関し、この条例の規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している公安委員会規則で定める市町の区域におけるこの条例の規定の適用については、公安委員会規則で定める。

(補則)

第23条 この条例の施行に関して必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第4項の規定に違反して、海水浴場の開設を行った者
- (2) 第15条第2項の規定に違反した者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項の規定に違反した者(動力船の操船により同項に規定する行為をした者に

現 行

第22条 第7条第5項の規定に違反した者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項の規定に違反した者
- (2) 第19条第1項の規定による警察官の命令に従わなかった者

第24条 第4条（第17条において準用する第4条第2項を含む。）、第11条又は第16条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第21条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(水難事故等の防止に関する条例)

改 正 案

限る。)

(2) 第16条第1項の規定に違反して動力船の操船をした者で、その操船をした場合においてアルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態にあったもの

(3) 第16条第2項の規定に違反した者（薬物の影響により正常な操船ができないおそれがある状態で動力船の操船をした者に限る。）

第26条 第16条第1項の規定に違反して動力船の操船をした者で、その操船をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったものは、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第27条 第7条第5項の規定に違反した者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第28条 第15条第1項の規定に違反した者（動力船の操船により同項に規定する行為をした者を除く。）は、50万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者
- (2) 第21条第1項の規定による警察官の命令に従わなかった者

第30条 第4条（第19条において準用する第4条第2項を含む。）、第11条又は第18条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第24条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

現 行

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第8条 何人も、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟又はヨットをみだりに疾走させ、急転回させ、縫航させる等により、遊泳している者又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者に対して危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

第19条 第4条第6項の規定による警察官の命令又は第8条の規定に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として前項(第8条に係るものに限る。)の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第14条、第16条第1項、第17条第1項(第4条第1項及び第10条に係るものに限る。)、第18条又は前条第1項(第4条第6項に係るものに限る。)に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例)

改 正 案

第8条 削除

第19条 第4条第6項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第14条、第16条第1項、第17条第1項(第4条第1項及び第10条に係るものに限る。)又は前2条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。